

## 第7章 今後の進め方

### 7.1 事業スケジュール

2023年度の開駅を目指し、基本設計、実施設計等を進めます。

年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
基本構想の策定	■							
基本計画の策定		■						
基本設計			■					
実施設計				■				
工事					■			
「道の駅」申請 供用開始						■	■	■
猪ノ鼻道路開通				■	■	■	■	■
国内イベント		● ラグビー ワールドカップ	● 東京オリンピック パラリンピック					● 大阪万博

事業スケジュール

### 7.2 実現に向けた課題の整理

#### ■新猪ノ鼻道路との調整

国道32号線のうち本計画地に接する道路は、新猪ノ鼻道路開通（2020年）後に徳島県に移管される予定であることから、国及び県との調整が必要となります。

また、本計画では新猪ノ鼻道路工事から発生する土砂の搬入工程に合わせた盛土計画が必要となるため、道路工事を実施している国との調整が必要です。

#### ■地域交流拠点施設「箸蔵とことん」との連携

国道32号線沿いには、地域交流拠点施設「箸蔵とことん」が整備され、2019年春にオープンしました。この拠点施設と本計画の「道の駅」は近くに位置するため、両施設の相乗効果が生まれるような連携のあり方の検討が必要です。

#### ■親水空間の整備

「道の駅」予定地は吉野川沿いに位置し、ここから見える川や対岸の山の景観は、本施設の大きな魅力のひとつです。また、ウォータースポーツのまちづくりを掲げる本市では、眺めるだけでなく水に親しめる環境づくりも重要であることから、魅力的な親水空間のあり方の検討が必要です。

河川保全区域および河川区域におけるテラス等の設置や造成等を行う場合、許可を受けなければならないため、事前に河川管理者との協議が必要です。

#### ■ハードとソフトの一体整備

観光・移住・地域のゲートウェイとしての「道の駅」基本方針実現のために、ハード整備と並行して、担い手の育成等ソフト面を含めた一体的整備の検討が必要です。そのため、基本設計を行う前段階、もしくは基本設計と並行して今後、指定管理者を定めていく手法等について検討していきます。

#### ■プロジェクト段階から市内外への広報

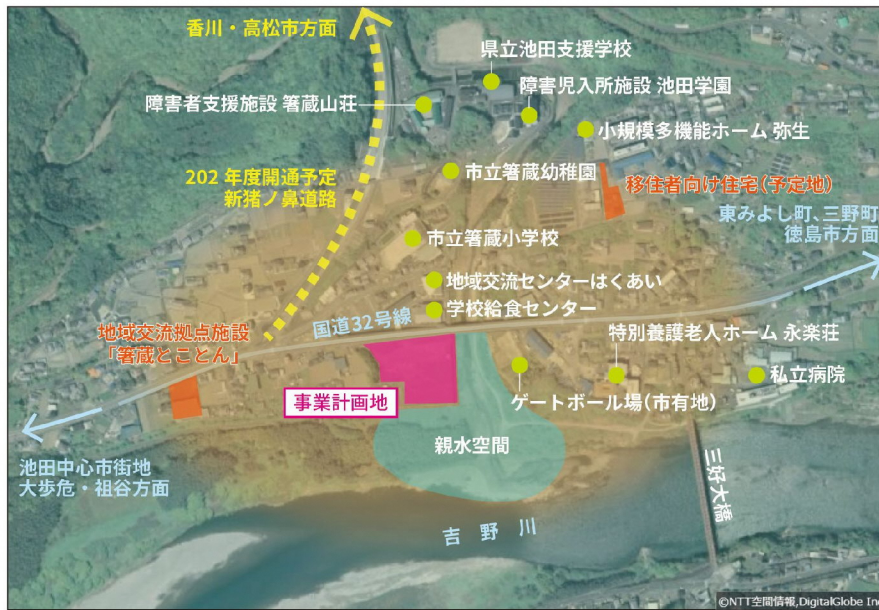
市民や近隣住民、本市を訪れる観光客などに対して、プロジェクト段階から計画や進捗状況に関する情報を発信することにより、より多くの人々に本計画を知ってもらい「道の駅」に対して親しみや愛着を感じてもらえるよう、効果的な広報活動のあり方を模索していく必要があります。

#### ■周辺施設との連携

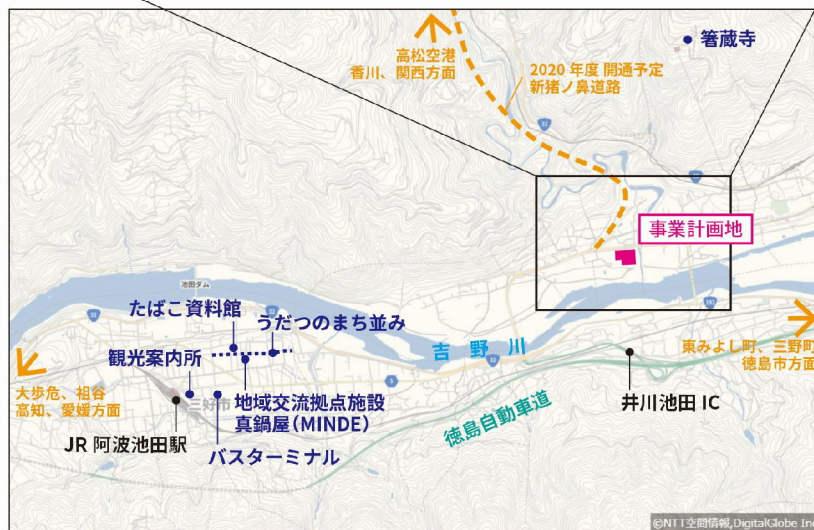
鉄道の玄関口であるJR阿波池田駅前には観光案内所があり、鉄道利用者へ市内及び周辺地域への観光情報提供を行っています。各観光施設へは、バスターミナルから路線バスで行くことができます。また、2018年には旧真鍋家を改修した地域交流拠点施設「真鍋屋(愛称MINDE)」がオープンし、移住支援のほか飲食の提供も行っています。

本「道の駅」は道路の玄関口として、施設利用者へ観光情報や飲食を提供するだけでなく、周辺に存在する施設等と連携することで、「道の駅」単体では得られない相乗効果が生まれ、集客力向上とともに、地域の活性化が期待できます。

また、敷地の東側、鮎苦谷川の対岸には市有地であるゲートボール場があります。この市有地は、イベント時の臨時駐車場や、イベントスペース、キャンプ場、バーベキュー場など、「道の駅」と連携、連動した場として有効活用できる可能性があり、安全な動線の確保を踏まえ検討していきます。



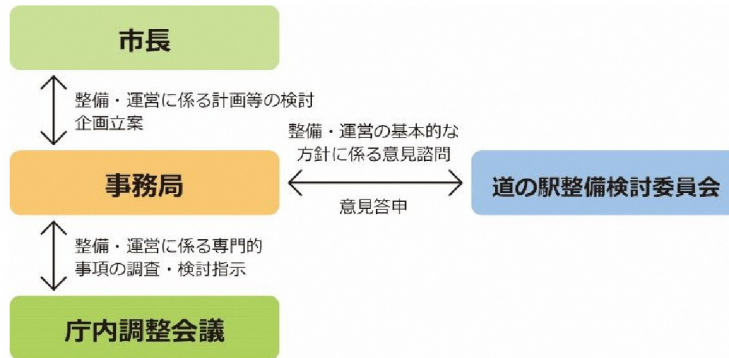
周辺施設との連携



中心市街地との位置関係

## 参考資料

### 参考 1 検討体制



検討体制

### 参考 2 整備検討委員名簿

「道の駅」整備検討委員名簿（敬称略、五十音順）

	所属団体（役職）	氏名	備考
委員	(株) 四万十ドラマ代表取締役	畦地 履正	
	箸蔵地区婦人会会長	伊丹 美枝子	
	JA 阿波みよし代表理事組合長	大西 常夫	
	三好市生活改善グループ連絡協議会会長	岡田 正子	
	三好市（政策監）	斎藤 英司	
	アジアウエイクボード協会会長	薄田 克彦	
	三好市観光協会会長	谷口 宏	
	三好市副市長	近泉 裕久	
	地域再生推進法人・（福）池田博愛会理事長	中村 忠久	
	三好市社会福祉協議会副会長	新居 政昭	副委員長
	箸蔵福祉村村長・箸蔵公民館長	福田 敬二	
	みよし地域商工団体連合会会長	丸浦 世造	
	徳島大学教授	山中 英生	委員長
	三好市（政策監）	横山 喜一郎	

	機 関	役 職	氏 名
オブ ザーバー	国土交通省地方整備局 徳島河川国道事務所	事業対策官	多田 貴幸
	徳島県商工労働観光部	次長	春木 尚登
	徳島県農林水産部 もうかるブランド推進課	課長	阿部 順次
	徳島県県土整備部 高規格道路課	課長補佐	藤本 幸徳

### 参考 3 三好市「道の駅」整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 三好市「道の駅」整備基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、広く市民の意見を求めるため、三好市「道の駅」整備検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が任命、委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 農業、商工観光業関係者
- (3) 市職員
- (4) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から、第2条に規定する所掌事項が完了する日までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は非常勤とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員の内から委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けた時は、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて召集し、委員長が議長となる。なお、最初の会議は、市長が召集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要であると認められた時は、委員会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明または意見を聴くことができる。

(オブザーバー)

第8条 委員会は、第2条に規定する所掌事項を効率的かつ円滑に行うため必要と認めるときは、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、市長が指名し、委員長が会議の出席を依頼する。
- 3 オブザーバーは、会議に出席し、会長の求めに応じた意見を述べるができる。

(解散)

第9条 委員会は、その任務を終了したときに解散する。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、企画財政部地方創生推進課に置く。


(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

## 参考 4 上位・関連計画

第2次三好市総合計画（平成30年8月）											
<p>第2次三好市総合計画</p>  <p>三好市 平成30年8月</p>	<p><b>方針</b></p> <p>観光資源をより一層磨き上げることで、何れでも訪れたいくなる「三好市まるごと観光」を目指します。</p> <p><b>具体的施策</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 「三好市まるごと観光」の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■世界農業遺産にも認定された急傾斜地での暮らしやアウトドアスポーツとの連携による体験型観光、歴史・文化資源の残るまち並み歩きなど「三好市まるごと観光」を目指していきます。</li> <li>■「ラフティング世界選手権 2017」、「ウェイクボード世界選手権大会 2018」を契機としたウォータースポーツのまちづくり、観光と連携した各種イベントの開催、観光情報の発信など観光PRの充実に努めます。</li> <li>■周囲の観光資源をつなぎ、体験型観光などの観光情報や地域の農産物、特産品や加工品などの提供ができる魅力ある観光拠点（観光ゲートウェイ）として、池田地域に整備を予定している道の駅の早期の実現を目指し、雇用の創出にもつなげていきます。</li> <li>■本市の魅力である地域の資源や景観が育まれてきた過程、人の営み、地域との結びつきなどを説明する地域ガイドについて、ジオパーク・世界農業遺産の取り組みと連携し、育成します。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>2 ホスピタリティ精神の醸成</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■全市民が観光客を温かく「迎える」観光地づくりを目指し、ホスピタリティ精神の醸成に向けた取り組みを強化します。また、各種研修会などを開催し「おもてなし」の心を育む「人づくり」に取り組みます。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>3 観光ルートの設定とワンストップ窓口機能の充実</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■観光客の多様なニーズに応える地域別・目的地別観光ルートの設定や滞在・体験型観光商品の充実など、さらなる観光誘客促進に努めます。</li> <li>■観光案内所、道の駅、地域連携DMO（一社）そらの駅などとの連携によるワンストップ窓口機能の充実を通じて、観光客が快適かつ安心して周遊・滞在できるための受入環境整備に取り組みます。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>4 自然環境に配慮した観光施設整備の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺住民や観光客からの意見を取り入れ、祖谷のかずら橋周辺等景観整備計画の検討など、本市の魅力である自然景観の保全と景観に配慮した施設の整備を推進します。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">127</p>	項 目	内 容	1 「三好市まるごと観光」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■世界農業遺産にも認定された急傾斜地での暮らしやアウトドアスポーツとの連携による体験型観光、歴史・文化資源の残るまち並み歩きなど「三好市まるごと観光」を目指していきます。</li> <li>■「ラフティング世界選手権 2017」、「ウェイクボード世界選手権大会 2018」を契機としたウォータースポーツのまちづくり、観光と連携した各種イベントの開催、観光情報の発信など観光PRの充実に努めます。</li> <li>■周囲の観光資源をつなぎ、体験型観光などの観光情報や地域の農産物、特産品や加工品などの提供ができる魅力ある観光拠点（観光ゲートウェイ）として、池田地域に整備を予定している道の駅の早期の実現を目指し、雇用の創出にもつなげていきます。</li> <li>■本市の魅力である地域の資源や景観が育まれてきた過程、人の営み、地域との結びつきなどを説明する地域ガイドについて、ジオパーク・世界農業遺産の取り組みと連携し、育成します。</li> </ul>	2 ホスピタリティ精神の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全市民が観光客を温かく「迎える」観光地づくりを目指し、ホスピタリティ精神の醸成に向けた取り組みを強化します。また、各種研修会などを開催し「おもてなし」の心を育む「人づくり」に取り組みます。</li> </ul>	3 観光ルートの設定とワンストップ窓口機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■観光客の多様なニーズに応える地域別・目的地別観光ルートの設定や滞在・体験型観光商品の充実など、さらなる観光誘客促進に努めます。</li> <li>■観光案内所、道の駅、地域連携DMO（一社）そらの駅などとの連携によるワンストップ窓口機能の充実を通じて、観光客が快適かつ安心して周遊・滞在できるための受入環境整備に取り組みます。</li> </ul>	4 自然環境に配慮した観光施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺住民や観光客からの意見を取り入れ、祖谷のかずら橋周辺等景観整備計画の検討など、本市の魅力である自然景観の保全と景観に配慮した施設の整備を推進します。</li> </ul>
項 目	内 容										
1 「三好市まるごと観光」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■世界農業遺産にも認定された急傾斜地での暮らしやアウトドアスポーツとの連携による体験型観光、歴史・文化資源の残るまち並み歩きなど「三好市まるごと観光」を目指していきます。</li> <li>■「ラフティング世界選手権 2017」、「ウェイクボード世界選手権大会 2018」を契機としたウォータースポーツのまちづくり、観光と連携した各種イベントの開催、観光情報の発信など観光PRの充実に努めます。</li> <li>■周囲の観光資源をつなぎ、体験型観光などの観光情報や地域の農産物、特産品や加工品などの提供ができる魅力ある観光拠点（観光ゲートウェイ）として、池田地域に整備を予定している道の駅の早期の実現を目指し、雇用の創出にもつなげていきます。</li> <li>■本市の魅力である地域の資源や景観が育まれてきた過程、人の営み、地域との結びつきなどを説明する地域ガイドについて、ジオパーク・世界農業遺産の取り組みと連携し、育成します。</li> </ul>										
2 ホスピタリティ精神の醸成	<ul style="list-style-type: none"> <li>■全市民が観光客を温かく「迎える」観光地づくりを目指し、ホスピタリティ精神の醸成に向けた取り組みを強化します。また、各種研修会などを開催し「おもてなし」の心を育む「人づくり」に取り組みます。</li> </ul>										
3 観光ルートの設定とワンストップ窓口機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■観光客の多様なニーズに応える地域別・目的地別観光ルートの設定や滞在・体験型観光商品の充実など、さらなる観光誘客促進に努めます。</li> <li>■観光案内所、道の駅、地域連携DMO（一社）そらの駅などとの連携によるワンストップ窓口機能の充実を通じて、観光客が快適かつ安心して周遊・滞在できるための受入環境整備に取り組みます。</li> </ul>										
4 自然環境に配慮した観光施設整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■周辺住民や観光客からの意見を取り入れ、祖谷のかずら橋周辺等景観整備計画の検討など、本市の魅力である自然景観の保全と景観に配慮した施設の整備を推進します。</li> </ul>										
<p>第3編基本計画、基本施策 3 地域性を活かし魅力ある煌めくまち、3-②6観光の振興に、「三好市まるごと観光」の推進として、「周囲の観光資源をつなぎ、体験型観光などの観光情報や地域の農産物、特産品や加工品などの提供ができる魅力ある観光拠点（観光ゲートウェイ）として、池田地域に整備を予定している「道の駅」の早期の実現を目指し、雇用の創出にもつなげていきます。」とあります。</p>											

P.127

三好市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2017改訂版）（平成29年6月）



三好市まち・ひと・しごと創生  
総合戦略  
(2017改訂版)

誇りに感じ、愛でてほしい住みかた、就業先、生活

平成29年6月  
三好市

5. 理念

三好市の目指すべき将来像の実現に向けて、新市まちづくり計画書案に掲げる新しいまちづくりの基本方針を基に、主体性と持続可能性を理念としてまちづくりの方向性を示す。  
※平成18年8月の合併により新市まちづくりを編成・整備していくための基本方針を定めた計画書

(1) まちづくりの基本的な考え方

人口減少や少子高齢化が急速に進むとともに、社会環境の変化に伴う財政の逼迫など厳しい状況のなかで、地域住民が積極的にまちづくりに参加し、いつまでも作り続けたいとするまち、訪れる人が満足し、住む人も満足し、住み続けたいとするまちづくりを進めることが、地域の持続的な発展につながる。と考える。

そのために、住民のニーズを踏まえ、新しいまちに「希望」と「誇り」が持てる施策を展開し、「守り継がれてきた戦線」をこれからは「大好きであり続ける」ためのまちづくりを進める。

新たな時代の宿題に対応した、三好市の目指すべき将来像の実現に向けて、基本的な考え方を以下に整理する。

① 定住と交流を育むまちを目指して  
うるおいある生活環境のなかで、安心して快活に暮らすことは、住民共道の願いである。

広大な有休区域を有する本市においては、国・県道をはじめとする道路網の整備促進と効率的な土地利用の誘導などにより、住環境機能を高め豊かな自然環境と独自の景観を保全しながら、快適性とやすらぎを感じられる住環境づくりを進める。

また、地域住民の交流を促進して一体性の確保を図り、楽しく、いつまでも作り続けたいと思えるまちづくりを進める。

P.2

戦略目標Ⅱ

ひとを呼びこむ三好

●数値目標

指標	数値目標
5年間の移住者数	5,000人
5年間の観光入込客数(宿泊のみ)※(観光客数)	1,700,000人

●基本的方向

市内の利便性の高い情報通信環境や交通網を活かして、サテライトオフィスの誘致促進に取り組む。

また、地域固有の資源のブラッシュアップにより地域の価値を高めるとともに、三好市移住交流支援センターの充実を図ることにより、ワンストップでの受け入れ体制の整備により、移住定住の促進を図る。

●具体的な施策と重要業績評価指標

具体的な施策・事業	重要業績評価指標 (KPI)
<b>◇移住・定住の促進</b> 三好市移住交流支援センターの充実を図るため空室バンクを稼働し、移住者のお世話役である「移住コーディネーター」を養成してワンストップでの受け入れ体制を強化する。 (具体的事業) ◎Uターン支援事業 ◎住居による地域経済ビジョン策定 ◎生涯活躍のまち構想 ◎三好市移住交流支援センター事業 ◎地域おこし協力隊事業 ◎住居確保給付金事業	◎Uターン件数年間 1,000件及び延べ人数年間 170人 ・H26年：12件(15人) ◎空室バンク進捗率(移住者数) 平成31年度までに50件 ・H26年(—) ◎お返し住宅整備件数5年間 5件 ・H26年(—)
<b>◇地域ブランドづくり</b> 自然景観、伝統文化、食財、アウトドアスポーツなど地域固有の資源を活用して、まちづくりの価値を高め、地域の誇りを愛着を生み、住みよいまち・訪れたいまちを創出し、地域経済の活性化を図る。 (具体的事業) ◎三好市ブランド戦略の構築 ◎にし阿波DMOの構築 ◎ラフティング世界選手権等開催支援事業 ◎徳島県阿波世界農業遺産推進事業 ◎地域おこし企業人交流プログラム(実行型)	◎観光入込客数 (宿泊のみ)※(観光客数) 年間30,000人 ・H26年(301,193人) ◎外国人宿泊者数前年比 2.0%増 ・H26年(7,232人)

P.8

■ I 基本的な考え方、5.理念、①定住と交流を育むまちを目指して

「国・県道をはじめとする道路網の整備促進と効率的な土地利用の誘導などにより、住環境機能を高め豊かな自然環境と独自の景観を保全しながら、快適性とやすらぎを感じられる住環境づくりを進める。」とあります。

■ 戦略目標Ⅱ ひとを呼び込む三好

移住・定住及び観光促進についての記述があります。



## 三好市生涯活躍のまち構想・基本計画（平成28年8月）

三好市生涯活躍のまち構想・基本計画

平成28年8月  
徳島県三好市

三好市生涯活躍のまち構想・基本計画

三好市

### 三好市の特性

- (1) 四国一の行政面積と自然  
721.42㎢と市町村のなかでは四国一広い行政面積（うち可住地面積は13%）を有し、手つかずの自然景観や、その風土に培われた暮らしと歴史文化遺産が色濃く残る。
- (2) 四国地方の交通の要衝  
四国4県の交通の要衝として西部の社会、経済、文化、観光の中心として発展。各県庁所在地や空港へのアクセスも1時間半程度と海に型観光の拠点の可能性を有する。

- クルマでの移動  
・四国内の主要都市（東京、高松、岡山、高知）及び4つの空港まで、それぞれ約1時間半で移動可能  
※高松空港までは約1時間
- 高速バス利用  
(例) 神戸（三ノ宮）⇒阿波池田 3時間程度
- 航空機での移動  
・羽田空港⇄高松空港  
(例) 東京⇒池田町 2時間半程度（航空機：1時間15分程度、車：1時間程度）
- 鉄道での移動  
・岡山駅まで、JR土讃線で1時間半程度で移動可能  
(例) 新大阪⇒阿波池田 2時間半程度（新幹線、土讃線利用）



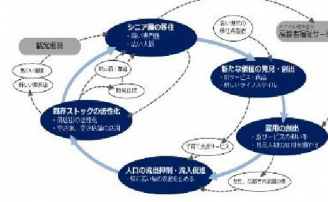
P.9

三好市生涯活躍のまち構想・基本計画

三好市

### 三好市生涯活躍のまち基本計画の方向性

- (1) 基本計画における事業展開  
本構想では、単に高齢者の移住・定住を目的とするのではなく、多世代の共生・交流によるまちづくりをコンセプトとし、将来的には市域全域で多世代の共生・交流による持続可能な地域づくりの実現を目指している。このため各世代それぞれのライフスタイルに応じた見聞のない、利用者目線の施策が展開されることが望ましいが、一方で、各世代が求めるニーズは必ずしも同じではない。このため基本計画では、経験豊富な知識や技能、幅広い人脈を有するシニア層を中心とした移住希望者をターゲットとし必要なサービスを充実させていく。シニア層を中心とした移住希望者は、多様な形態をもちながら本市に開拓し、現住市民と交流し協働するなか、新たなサービスやライフスタイルの発見・創出に取り組む。この取り組みが雇用の創出を生み、その雇用の創出が人口流出の抑制や人口の流入を促進する。そして、人の流れを呼び込むことで、地域資源を活用した新たな付加価値の創出につなげるものとする。基本計画では、これらの好循環サイクルを構築し、このサイクルを核として更なる価値を創出するその土台づくりを目指す。



P.17

三好市の取組みである、生涯活躍のまち構想及び基本計画についてまとめてあり、市の特性や、生涯活躍のまち基本計画の方向性について記載があります。

# 三好市景観計画（平成23年3月）



## 第2編 三好市景観計画

### ■景観形成の方針

#### ○基本的な考え方

身近な景観を豊めることをめざす基本方針を軸として、以下の通り景観形成の方針を定めます。

なお、特に河川・道路沿いの景観に対しては、景観を阻害する要因をなくすることをめざす基本方針3を中心として方針を定めます。

方針1：周囲の景観の中で際立って見えないように明度、彩度を抑えます。

- ・建築物や工作物等が、周囲の自然性の高い景観の中で際立って見えないように、明度、彩度を抑えます。
- ・多数の建築物や工作物からなる集落景観をまとまりのあるものとするため、個々の建築物や工作物の明度、彩度を抑えます。

方針2：集落の眺めを引き立て、周囲の自然景観が一体的に眺められる農林業景観を、美しい景観として整えます。

- ・前面地に広がる農林業の景観を活かした景観づくりを行います。
- ・農業用の工作物等のデザイン向上や、石垣等の保全・修復を図ることは、私たちのまちの集落景観を美しくすることにつながります。

方針3：景観を阻害する大規模構造物については、周囲の緑化などによる修景を、また建築物や工作物、屋外広告物については、周囲の景観を阻害することのないよう配慮した設置を行います。

- ・施設や構造物などの人工的な要素が美観景観をできるだけ阻害することのないよう、十分に配慮します。特に、河川沿いや道路沿いの大規模な構造物については、その存在が際立つことから、できるだけ修景等の対策を行います。緑化を促す際には、できるだけ地域の技術を活用します。



住宅が集まっている西中地区 斜面を利用して農耕と住宅をまよる生業地区

P.25

## 第2編 三好市景観計画

### ■集落景観ゾーンの景観形成基準

行為制限事項	景観形成基準の内容	
建築物	形態・高さ	・周囲の自然との調和に配慮します。 ・阻害する建築物等との連続性に配慮します。 （※河川の対岸からの眺めや斜面上の連続性にも、できるだけ配慮します。）
	色彩	・屋根もしくは外壁で用いるベースの色彩は、山林をはじめとした周囲の自然の色合いに合わせることとします。（※カラーシミュレーション） ・この基本に沿って、Y R（赤あか）系、Y（黄）系の色相は、背景となる景観要素の色彩に対して突出しないよう配慮します。それ以外の色相については、さらに彩度を抑えるよう配慮します。 （※河川・道路に面する部分については、周囲に比べて突出した色彩を避けぬよう配慮するとともに、隣接する建築物等との連続性にできるだけ配慮します。）
	高さ	・周囲の山岳風景やその背景となる自然景観への眺望確保に配慮します。 （※大規模なものについては、河川・道路に面する部分の高さ（規模）をできるだけ抑えるよう配慮します。）
工作物	形態・高さ	・周囲の自然との調和に配慮します。 ・阻害する建築物等との連続性に配慮します。 （※河川の対岸からの眺めや斜面上の連続性にも、できるだけ配慮します。）
	色彩	・擁壁などの工作物で用いるベースの色は、山林や農地をはじめとした周囲の自然の色合いに合わせることとします。（※カラーシミュレーション） ・この基本に沿って、Y R（赤あか）系、Y（黄）系の色相は、背景となる景観要素の色彩に対して突出しないよう配慮します。それ以外の色相については、さらに彩度を抑えるよう配慮します。 （※河川・道路に面する部分については、周囲に比べて突出した色彩を避けぬよう配慮するとともに、隣接する建築物等との連続性にできるだけ配慮します。）
	規模	・内田からの山岳風景やその背景となる自然景観への眺望確保に配慮します。 （※大規模なものについては、河川・道路に面する部分の高さ（規模）をできるだけ抑えるよう配慮します。）
その他	・木竹の巨伐（2.0ha以内） ・開発行為 ・屋外における物件の接続	

P.36



第2編 三好市景観計画

○集落景観ゾーンの色彩基準

■ Y R (きあか) 系の色相    ■ Y (き) 系の色相    ■ R (あか) 系の色相  
 ■ G Y (きみどり) 系の色相    ■ G (みどり) 系の色相    ■ B G (あおみどり) 系の色相  
 ■ B (あお) 系の色相    ■ P B (あおむらさき) 系の色相    ■ P (むらさき) 系の色相  
 ■ R P (あむらさき) 系の色相

■ : 基底基調色の許容範囲    ※ : 1976年規格が対応、  
 ■ : 外壁基調色の許容範囲    規格が明度を示します。

○色彩基準に適合した例

外壁: 5.0YR6.0/2.0  
屋根: 5.0YR4.0/0.5

西山地区(池田町)

○基準に適合した外壁基調色の例

1.5YR7.0/2.0	1.5YR7.0/1.3	1.5YR7.0/0.2
5.0YR6.0/2.0	5.0YR6.0/1.0	5.0YR6.0/0.5

○基準に適合した屋根基調色の例

1.5YR4.0/1.0	1.5YR4.0/0.5	1.5YR4.0/0.2
1.5YR2.0/1.0	1.5YR2.0/0.5	1.5YR2.0/0.2

37

P.37

事業計画地は景観計画上の「集落ゾーン」に位置しており、河川沿いの景観形成の方針として、「特に、河川沿いや道路沿いの大規模な構造物については、その存在が際立つことから、できるだけ修景等の対策を行います。」とあります。

また、集落景観ゾーンの景観形成基準及び色彩基準が記載されています。







**三好市 企画財政部 地方創生推進課**

〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ 1500-2 TEL 0883-72-7607  
<https://www.miyoshi.i-tokushima.jp/>